

建築基準法上の道路について調査されている方へ（調査の方法）

建築基準法上の道路の扱いに関して調査される場合は、1の図書を準備し、2の事項を調べてから、[建築相談課 道路審査担当]の窓口でご相談ください。

1 相談に必要な図書

- ・ 案内図（住宅地図等）
- ・ 公図 [法務局] または地籍図 [とよた i マップ]
敷地が接しているすべての筆と、道路反対側の筆についてご用意ください。
- ・ 道路境界の確定がなされている場合は、内容が確認できる図面
E x. 立会記録 [土木管理課]

2 相談前に調べておく事

- ・ 建築場所内図の地名地番、敷地の形状・範囲
 - ・ 道路形状の部分、道路と思われる部分等周辺の筆の地目・所有者。無地番地の地目（道路、水路等）。[法務局等]
 - ・ 建築場所内図（現況道路幅員、水路構造物の幅等）
 - ・ 市街化区域 / 市街化調整区域の別 [都市計画課]
- ※土地の地目・所有者は調査者の責任で正確に調べてください。

3 主な道路の種類・通称と関係部局

建築基準法第42条		
1項 (幅員4m以上)	1号「国・県・市道」等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市道認定の有無、路線名、幅員・区域の確認、市道管理幅員図は [土木管理課] ・ 県道および一部の国道（248、301、419号）については [愛知県豊田加茂建設事務所]（常盤町 35-1311） ・ 国道（153、155号）については、[名古屋国道事務所]（平芝町 32-6110） ※平成27年4月1日より国道155号の一部が国道419号として愛知県管理になります。
	2号「開発道路」	開発道路の確認は [開発調整課]
	3号「既存道路」	確認は [建築相談課]
	4号「2年以内事業予定道」	指定道路の有無は [建築相談課] で確認 事業計画については所管課へ
	5号「位置指定道路」	指定番号、指定年月日、幅員等の確認は [建築相談課]
2項 (幅員4m未満)「みなし道路」	確認は [建築相談課]	

* 以下は原則として建築基準法上の道路としては扱えません。（指定、許可を受けたものを除く）

- ・ 個人名義の公衆用道路
- ・ 市街化区域外の農道（≡土地改良区所有の道路）、団地内通路、河川管理用通路等。

（裏面に続く）

4 建築基準法第42条第2項の道路について

- ・ 一般の都市計画区域内において建築物・工作物を建築・築造する際、敷地の周囲に法第42条第2項に該当する道路がある場合、原則としてその道路の中心から2mの位置を道路の境界とみなし、その位置まで後退して建築・築造しなければいけません。(道路後退) なお、都市計画区域外では道路後退は発生しません。
- ・ 豊田市では、道路後退が発生する場合、建築確認を受けようとする前に後退用地に関する届出を行う必要があります。道路後退に関する相談・照会、後退届の提出は[建築相談課 道路審査担当]にお願いします。

5 その他留意事項

- ・ 必要に応じて1や2の内容以外にも資料提出や調査をお願いすることもあります。
- ・ 黄色の後退杭・後退ピンは、道路後退線の目安、あるいは暫定の道路後退位置であり正式な境界を示すものではありません。
- ・ 午後からは道路審査担当が現場に出ていることがあります。
- ・ 電話での照会には応じられません。FAXでの照会は、1の図書を添付し、2の事項を調べた上で以下の連絡先にお願いします。

建築相談課 道路審査担当 FAX: 0565-34-6948

- ・ 接道や路地延長に関する詳細は[建築相談課 建築審査担当]へお願いします。
- ・ 後退用地に寄付の意志がある方は[土木管理課]と協議が必要です。
- ・ 市所有の道路、赤道、水路等の境界を確定する場合は[土木管理課]と立会申請が必要です。また、市道の維持管理に関する問い合わせも[土木管理課]にお願いします。

参考資料

下記は、あくまで参考ですので、内容についてはそれぞれの部局で確認を行ってください。

調査事項、関連事項の所管部局 令和3年4月現在

公図	法務局(名古屋法務局豊田支局 TEL0565-32-0006)
土地の地目、所有者	法務局:登記事項証明書/謄本・登記事項要約書
市街化区域/市街化調整区域	都市計画課(南庁舎4階)
道路の境界(立会記録)	土木管理課(西庁舎6階)
市道認定の管理幅員(市道管理幅員図)	土木管理課(西庁舎6階)

豊田市役所 建築相談課 道路審査担当 TEL: 0565-34-6649 (直通)
FAX: 0565-34-6948